給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０１０１号

東京都足立区関原３－31－８－503
再生債務者　川手　康美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０００２号

栃木県下野市下坪山525番地２
再生債務者　秋山　守
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月４日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再ロ）第７号

和歌山県岩出市山498番地の12
再生債務者　苅北　喜寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成24年３月30日
衆議院共済組合代表者
衆議院議長　横路　孝弘

第４条の見出し中「副本部長」の次に「、事務執行者」を加え、同条第１項中「及び副本部長」を「、副本部長及び事務執行者」に改め、「衆議院事務次長の職にある者」の次に「、事務執行者にあつては衆議院管理部長の職にある者」を加える。
第５条第５項中「前３項」を「前４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。
４　事務執行者は、組合の事業の執行に関して本部長及び副本部長を補佐し、その事務をつかさどる。
第31条第１項の表中「$\frac{3.62}{1000}$」を「$\frac{3.81}{1000}$」に、「$\frac{7.24}{1000}$」を「$\frac{7.62}{1000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
2　変更後の第31条第１項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十四年五月に予定しております。また、乙については、会社法第七百八十四条第一項の規定により、株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.pharmarise.com/
（乙）http://www.pharmarise.com/
平成二十四年四月十八日
北海道苫小牧市清水町一丁目二番一号
（甲）株式会社ふじい薬局
代表取締役　君嶋　基弘
北海道釧路市鶴ケ岱二丁目三番四号
（乙）株式会社くしろ市民薬局
代表取締役　君嶋　基弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月二十七日
掲載頁　一三九頁（号外第六十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年三月二十七日
掲載頁　一三九頁（号外第六十九号）
平成二十四年四月十八日
栃木県宇都宮市東簗瀬一丁目五番三一号
（甲）株式会社アイパレス
代表取締役　池田　信之
栃木県宇都宮市東簗瀬一丁目三〇番一号
（乙）株式会社フジネクスト
代表取締役　増山　郁夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（乙）平成二十四年三月二十八日付官報（号外第七十一号）一一四頁
平成二十四年四月十八日
愛知県豊明市三崎町中ノ坪四番地の八
（甲）株式会社ナショナル家具製作所
代表取締役　佐藤　清和
名古屋市天白区菅田二丁目六一四番地
（乙）株式会社ナショナル家具
代表取締役　佐藤　公紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.cmtr-is.com/
（乙）http://www.icl-net.co.jp
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月二十日
掲載頁　一五〇頁（号外第二七五号）
平成二十四年四月十八日
大阪府吹田市広芝町五番二八号
（甲）株式会社コミューチュア情報システム　代表取締役　岩佐　洋司
東京都品川区西五反田二丁目二三番二号
（乙）株式会社アイ・シー・エル
代表取締役　岡田　英昭
東京都品川区西五反田二丁目二三番二号
（丙）株式会社シンプル
代表取締役　大田　哲夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の湯布高原ゴルフクラブに係るゴルフ場運営事業ならびに東急湯布高原別荘の販売および管理に係る事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十四年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずにこの吸収分割を決定しております。
この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十六日
掲載頁　六十二頁（号外第一六二号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十四年四月十八日
大分県由布市湯布院町川北字高原八九九番地の一
（甲）湯布高原株式会社
取締役社長　中野　哲夫
東京都渋谷区南平台町五番六号
（乙）東京急行電鉄株式会社
取締役社長　野本　弘文